

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………
- 宅地建物取引業法による行政処分（二件）……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- 森林病虫害等防除法による薬剤防除（地上散布）を行う区域及び期間……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- 車両制限令の規定に基づく通行車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定等……………

公告

- 特別認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………
- 開発行為に関する工事完了……………
- 平成三十年年度調理師試験の実施……………
- 登録販売者試験の実施……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- 土地収用法による収用の裁決手続開始（七件）……………
- 都市計画事業の事業計画の変更……………

告示

●東京都告示第六百五十三号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日
東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 檜原村
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

ただし、ひょう量が二百五十キログラムを

- 三 検査期日 平成三十年五月二十四日及び同月二十五日
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会の名称

●東京都告示第六百五十四号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年四月二十日
東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 日の出町
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。

三 検査期日 平成三十年五月二十八日から同年六月一日まで

●東京都告示第六百六十二号

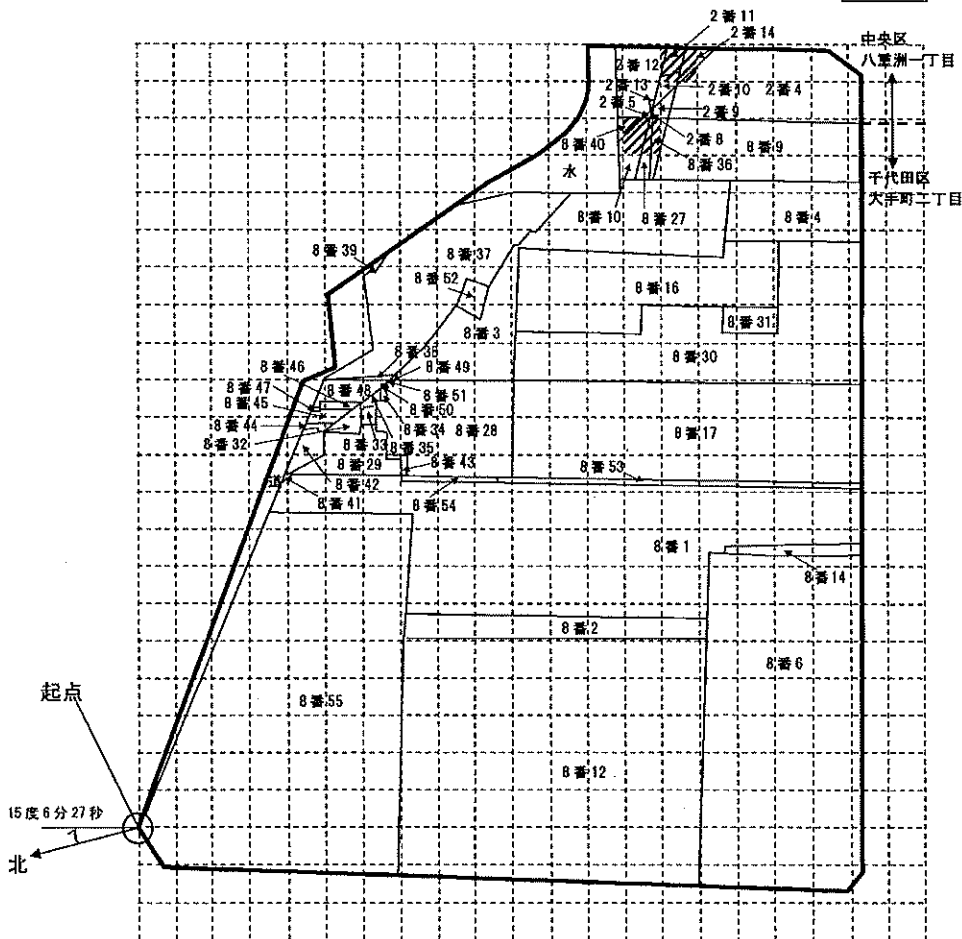
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年四月二十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区大手町二丁目地内及び中央区八重洲一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、千代田区大手町二丁目8番55の最北端とする。

【格子の回転角度(15度6分27秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西南方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



発行 東京都

目次

告示

- 平成三十年第三回東京都議会定例会の招集……………（財務局主計部議案課）……………
- 建築基準法による一団地の区域……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）……………

告示

●東京都告示第千二百八十四号
平成三十年第三回東京都議会定例会を、九月十九日に招集する。

平成三十年九月十二日 東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千二百八十五号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条

第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区東京都市計画事業豊洲土地区 平成三十年八月
画整理事業施行地 街区番号一符号 二十三日
豊六 八及び街区番号一符号豊六
九一八

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千二百八十六号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

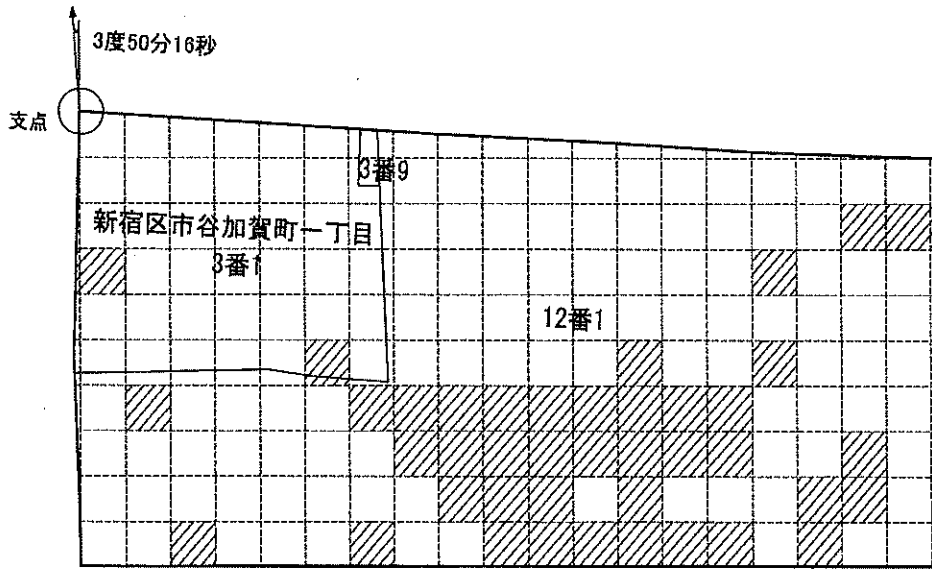
平成三十年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区海岸一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時
要届出区域

【支点】

支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度50分16秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千二百八十八号

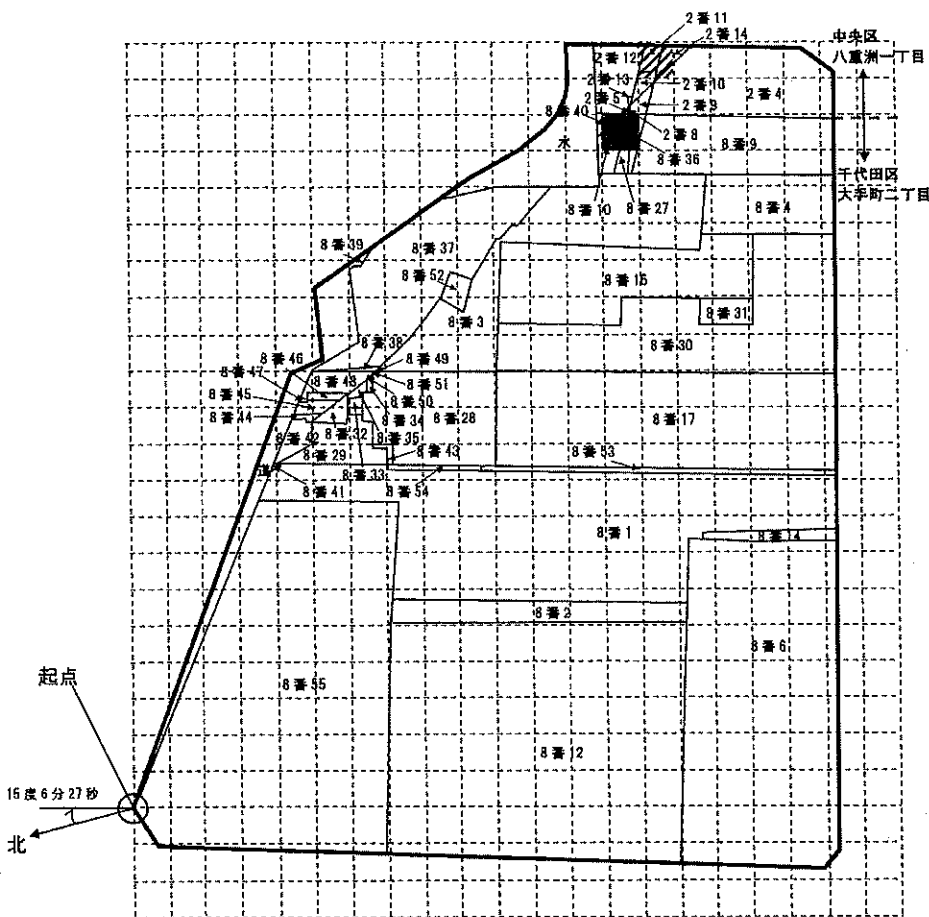
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第六百六十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年九月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(千代田区大手町二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【起点】
 起点は千代田区大手町二丁目8番55の最北端とする。

【格子の回転角度(15度6分27秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

発行 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一二一(代)
 郵便番号 163-8001
 定価 一箇月 三〇円
 本号 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001